## 公立小中学校のチラシ配布に係る条件

下記の条件が一つでも該当する場合は不許可となります。

入場料・参加料等の記載があり、チラシから非営利であると確認できないもの。
※軽井沢町教育委員会の名義後援を受けているものに関してはこの限りでは
ありません。
物品の販売、その他これらに類する行為を主たる目的とするもの。
特定の宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動を目的とするもの。
町の行政運営に関わる方針に反するもの。

## <配布までの流れ>

- ①教育委員会こども教育課学校教育係へチラシを一枚提出する。(原案でも可)
- ②学校教育係にて承認を得た後、必要部数を準備する。
- ③学校教育係へ学年ごとに分けたものを届ける。

## <備考>

- ・上記条件が満たせていても、教育委員会こども教育課学校教育係にて承認を得てから の配布となります。
- ・チラシ配布の際は学年ごとに分けていただく必要がありますのでご承知おきください。
- 一度承認を受けたものであっても配布毎に承認を得る必要があります。

問い合わせ 軽井沢町教育委員会こども教育課学校教育係

TEL: 0267-45-8672 FAX: 0267-46-1152

Mail: gakkoukyouiku@town.karuizawa.nagano.jp